

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 署名地 (制3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アルゼンチン	国営放送局番組ソフト及び番組制作機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とアルゼンチン共和国政府との間の交換公文	国営放送局番組ソフト及び番組制作機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	166,900千円 H25.11.30まで	H22.9.16 ブエノス アイレス で (同日)	日本側 石田仁宏在アルゼンチン大使 アルゼンチン側 エクトル・マルコス・テイメルマ ン外務・国際通商・宗務大臣	H22.10.1 425号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。